

全国障害者スポーツ大会「ボッチャ」競技・競技スタイルと障がい区分

○男女混合・年齢区分なし

		区分番号	障がい区分・解説	競技スタイル	
				立位	座位
肢 体 不 自由	I 切断・機能障がい	1	①多肢切断 ②両下肢完全 ③両上肢不完全および両下肢不完全 【解説】 ①上肢・下肢の四肢のうち三肢以上を切断し義足等を使用して立位で競技する者 ②脳原性麻痺以外で両側の股・膝・足関節全てに機能障がいがあり、長下肢装具を使用して立位で競技する者 ③脳原性麻痺以外で両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障がいおよび両側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障がいがあり立位で競技する者	○	
			第6頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）		
			第7頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）		
	II 脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第8頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で、指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）	○	
			多肢切断 【解説】上肢・下肢の四肢のうち三肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者		
		3	四肢麻痺で車いす常用または、使用 【解説】脳原性麻痺により四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者	○	
			けって移動 【解説】脳原性麻痺による両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者		
			片上下肢で車いす常用または、使用 【解説】脳原性麻痺による片側障害で、動かすことができる側の上肢と下肢で車いすを操作する者		
	III 脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	9	その他走不能 【解説】脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者	○	
			電動車いす常用 【解説】四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者		
IV		10			○

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタントを1名つけることができる。

ランプ使用者にはランプオペレーターを1名つけることができる。
両方が必要な場合は選手1名につきそれぞれ1名を認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機しても良い。

※脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺（区分6）として区分判定する。

※「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。
また、「車いす使用」とは、大会の競技場面のみに車いすを使用していることをいう。